



発行 東京都

目次

○行政書士法による行政処分……………

（総務局行政部振興企画課）……………

公 告

○建設業者に関する公告……………

（都市整備局市街地建築部建設業課）……………

告 示

●東京都告示第九十三号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい
う。）第十四条の規定による行政処分について、法第十四
条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

（一）氏名

内村 剛

（二）事務所の名称

SORAIRO行政書士事務所

（三）事務所の所在地

新宿区百人町三丁目一番五―一〇四号

（四）所属

東京都行政書士会

（五）登録番号

第〇五〇八一五二七号

二 処分年月日 平成二十九年六月二十七日

三 処分の内容 戒告

四 適用条文 法第九条、第十条及び第十三条

公 告

建設業の許可の取消処分の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項
の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項
の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

平成二十九年六月二十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代
表者の氏名及び許可番号

光洋ホーム株式会社

世田谷区給田四丁目十番十九号

梅原 洋佳

東京都知事許可（般一二十七）第一四三二六八号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消

し

四 処分の原因となった事実

役員が、刑法（明治四十年法律第四十五号）違反（第
二百八条及び第二百二十二条）により罰金刑が確定した。
このことが、建設業法第八条第十一号で規定する許可の
欠格要件に該当する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001